



<全国対応版>

製作者：行政書士中出和男事務所

目次

はじめに	5
就労継続支援B型事業ができるかどうかを確認する	9
開業前チェックシート	10
過去5年間に法令違反があると事業開始できない	15
就労継続支援B型事業のスケジュールを確認する	16
就労継続支援B型事業開業スケジュール表（一般的な流れ）	17
STEP 0 事業資金を確保する	19
資金の調達方法にはどんなものがあるか	20
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しよう	21
STEP 1 事業所の場所を確保する	23
就労継続支援B型事業に適した物件の条件	23
物件を決めるための前提条件を知る	26
事業所候補地（物件）を絞り込めたら役所へ確認する	29
STEP 2 利用者の仕事を確保する	32
売上と給付金と利用者の工賃の関係	33
利用者の仕事の確保方法	33
就労継続支援B型事業所での仕事の例	34
仕事の受注について	35
STEP 3 就労継続支援B型事業所用の法人を設立する	37
就労継続支援B型事業所用の法人（株式会社）設立手順	38
STEP 4 役所との事前協議を行う	41
事前協議までのスケジュール	41
STEP 5 事業所の場所の決定	42
STEP 6 事業の運営内容の決定	43
STEP 7 スタッフの確保	44
スタッフ配置の計算例	44
配置するスタッフの勤務状況および組織図の例	45
サービス管理責任者を募集するには	47
サービス管理責任者の仕事とは	47
サービス管理責任者の募集の方法	47
サービス管理責任者を募集する際の注意点	48
職業指導員・生活支援員を募集するには	50
職業指導員・生活支援員の仕事とは	50

職業指導員・生活支援員の募集の方法.....	50
職業指導員・生活支援員を募集する際の注意点.....	51
STEP 8 協力医療機関と契約を交わす	52
STEP 9 損害賠償保険に加入する	53
STEP 10 利用者確保に向けた準備	54
利用者確保の為の営業先	54
STEP 11 指定申請書に必要な事項や添付書類の確認.....	59
指定申請書を作成する上で必要な確認事項	60
指定申請書を作成する上で必要な添付書類	61
申請提出書類一覧例および作成における留意事項	62
原本証明とは	68
STEP 12 指定申請書の提出.....	69
STEP 13 指定（開業）までに準備する物	70
申請書提出から指定日までに準備するもの	70
STEP 14 スタッフ業務研修.....	72
開業後に必要な書類一覧を整備する	72
STEP 15 県の現地確認.....	73
STEP 16 事業所指定（開業）	74
STEP 17 利用者見学・契約.....	75
暫定支給決定とは	75
利用者と契約するまでの簡単な流れ	76
STEP 18 国民健康保険団体連合会（国保連）への請求	77
国保連への請求までの流れ	78
STEP 19 各種変更届	79
事業を廃止・休止・再開した場合、届出が必要	80
障害福祉サービス事業には有効期間がある	81
就労継続支援B型事業の加算・減算について	82
基本報酬（就労継続支援B型事業）※（I型のみ掲載）	82
減算対象項目一覧（就労継続支援B型事業）	83
加算対象項目一覧（就労継続支援B型事業）	85
施設外就労加算について	88
STEP 20 実地指導（監査）対策	90
実地指導（監査）時に必要な書類とは	91
実地指導（監査）時に必要な書類一覧表	92

STEP 21 将来に向けての事業展開を考える	101
多店舗展開する上でのメリット・デメリット	102
障害福祉サービス事業の多角化の例	103
1 店舗（事業所）と多店舗（事業所）との売上比較	103
卷末 参考資料集	104
(参考資料 1) 収支予算書（例）	105
(参考資料 2) 建築確認済み証（見本）	108
(参考資料 3) 消防用設備早見表（6 項ハ）	109
(参考資料 4) 平面図例	110
(参考資料 5) 防火対象物使用開始の届け（見本）	111
(参考資料 6) 消防用設備等検査済証（見本）	112
(参考資料 7) 業務委託契約書（請負先との）	113
(参考資料 8) 会社設立のためのヒアリングシート例	115
(参考資料 9) サービス管理責任者、職業指導員の募集例	116
サービス管理責任者募集例	116
職業指導員（常勤）募集例	117
(参考資料 10) サービス管理責任者の実務経験	118
(参考資料 11) サービス管理責任者の実務経験証明書	119
(参考資料 12) サビ管・児発管責任者研修の見直し	120
(参考資料 13) 協力医療機関との協定書（見本）	121
(参考資料 14) 協力医療機関へのお願い文例	122
(参考資料 15) 損害賠償保険カタログ例	123
(参考資料 16) 利用予定者名簿（見本）	124
(参考資料 17) 事業所パンフレット（見本）	125
(参考資料 18) 障害福祉サービス受給者証	126
(参考資料 19) 初回見学ヒアリングシート（見本）	127
(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図	128
(参考資料 21) 指定書（就労継続支援B型事業）	129
(参考資料 22) 重要事項説明書 例	130
(参考資料 23) 利用契約書 例	138
(参考資料 24) 個人情報使用同意書	145
(参考資料 25) アセスメント票	146
(参考資料 26) 個別支援計画書 例	147
(参考資料 27) 契約内容（障がい福祉サービス受給者証記載事項）報告書	149
(参考資料 28) サービス提供記録	150

(参考資料 29) 就労継続支援実績記録票.....	151
(参考資料 30) 法定受領代理通知.....	153
(参考資料 31) 工賃向上計画作成手順等.....	154
用語解説	161
常勤換算方法とは.....	161
勤務延時間数とは.....	162
常勤とは.....	162
専ら従事するとは.....	162
おわりに	163
利用規約	169

sample

はじめに

平成 18 年（2006 年）4 月に障害者自立支援法がスタートして以来、近年、障害者の労働力の増大と障害福祉サービスの民間企業への門戸が開かれたことも相まって、障害福祉サービス事業の独立・開業、他業種からの新規参入を目指す人が増加しています。

特に、日中活動系といわれる就労継続支援事業（A 型・B 型・就労移行・就労定着支援※2018 年 4 月新設）への注目、さらには参入も **毎年、2 倍近い割合で事業所が増え続けています。（法改正により、近年は、事業所の増加スピードは落ちましたが、それでも増え続けています。）**

どうしてこんなに就労継続支援事業が注目されているのでしょうか？

ここでは 3 つの観点から考察してみましょう。

1. 障害者側から見た場合、働きたい障害者の職業選択の場が広がったと言うことです。

以前は、国や非営利法人である社会福祉法人等が運営する福祉工場の様なところもしくは一般企業の障害者枠で働く等の選択肢しかなかったのですが、障害者自立支援法が出来たことで、民間企業が「障害福祉サービス事業」に参入するようになりました。

結果、障害者の就労支援サービス事業所が増えたことで、働きたい障害者にとっては、就労場所の選択肢が大きく広がりました。

また、国が出来なかつた民間ならではのノウハウで、利用者に対し、画一でない様々な福祉サービスを提供することで、障害者の勤労意欲を高め、「自立」へのステップを促したことも民間参入の大きな成果となっています。

実際に勤労意欲のある多くの障害者が、就労継続支援施設を利用しています。厚労省の平成 30 年のデータによると、就労継続支援 B 型事業所を利用している障害者数が約 24 万人となっていて、平成 28 年のデータと比べると約 3 万人増加しています。

ちなみに、就労継続支援 B 型事業所数ですが、前年比約 10% の割合で年々増加していく全国で約 1 万 1 千事業所（平成 29 年厚労省データ）となっています。なお、民間事業所は、その 2 割を占めていて増加スピードも速くなっています。



就労継続支援B型事業ができるかどうかを確認する

就労継続支援B型事業は、法律で定められたあらゆる基準をクリアし、国の指定を受けて、初めて開業できます。国からの給付金で賄う事業なので、当然といえば当然ですが、指定を受けるための基準とは、一体どのようなものでしょうか？

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）によると、障害福祉サービス事業者の指定基準として、法人、設備（場所）、人員（資格者）、仕事等が必要とあります。

以下に、簡単にまとめてみたので、一度、確認して見て下さい。

＜開業に必要な主なもの＞

- ✓ 事業資金（約1,000万円～）（注※数値はあくまでも参考であり、保証したものではありません。）
- ✓ 法人格（株式会社・合同会社・NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等）
- ✓ 設備（立地場所・建物の適合性・備品）
- ✓ 人員（福祉関係資格者等）
- ✓ 仕事（利用者の仕事）
- ✓ 運営（営業時間・利用者予定数・医療機関連携・損害賠償保険等）

このように就労継続支援事業を始めるに当たって、いろいろな条件をクリアする必要があります。あなたが、これから何をすべきか判断しやすいように、クリアすべき事柄をチェックシート形式としてまとめてみました。

基本的な必要項目のみをピックアップしています。個々の状況に応じて、不足している項目を適宜追加してください。

過去 5 年間に法令違反があると事業開始できない

障害福祉サービス事業は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）という法律に則って行う事業であるため、その法律に於いて
申請者等に過去に違反行為があると障害福祉サービス事業の開業ができません。

まず、あなたが、障害福祉サービス事業を開業出来るかどうか以下の項目を事前にチェックしましょう。

＜事業開始可能度チェック表＞

- × 申請者が法人でないとき。
- × 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 事業所が、指定基準を満たしていないとき。
- × 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、労働基準法、最低工賃法及び工賃の支払の確保等に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、福祉関連法の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者。（関係法人役員、管理者等含む）
- × 申請者が、指定の申請前 5 年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。等々

STEP 0 事業資金を確保する



どんな事業を始めるとしても、原則、開業（運転）資金が必要となります。障害福祉サービス事業（就労継続支援B型事業）も例外ではありません。

会社を設立して、事業の開始に必要な設備や人材を確保するために資金が必要です。また、開業後すぐに売上が上がらない場合もありますので、その間の経費等の支払資金も開業資金として確保しておく必要があります。

ちなみに、障害福祉サービス事業の場合、請求から約2ヶ月後に売上金が入金されます。

まず、事業を始める前に、その事業の売上見込みをシミュレートし、検証しましょう。その小さな作業が今後の事業成功の鍵になります。

就労継続支援B型事業は、利用者（障害者）が、地域によって集まりにくい所もあり、開業後、しばらく利用者が少ない状況が続く場合があります。就労継続支援B型事業において、とにかく考え得る状況を想定しながら、必要な資金はいくらなのか、いつまでに資金を回収できるのか等をしっかりとシミュレートして、詳細な収支計画を立てていかないと、資金ショートと言うことにもなりかねません。

参考までに現在、就労継続支援B型事業を開業し、安定運営するための資金として、約1,500万円は確保する必要があるようです。

事業に必要な資金を割り出すには、就労継続支援B型事業所の開業年度の収支予算書を作成し、事業所の売上、利用者の工賃、スタッフの工賃、訓練等給付金での収入、利用者数、管理費等を詳細にシミュレートし算出します。

参考までに、就労継続支援B型事業所の平均的売上をシミュレートした資料を掲載しましたので、事業資金を算定する際にお使いください。

[参照（参考資料1）収支予算書（例）](#)



STEP 1 事業所の場所を確保する

就労継続支援B型事業の開業に向けて、あなたが最初に行なうことは利用者の訓練(生産活動)を行うための事業所を確保することです。

就労継続支援B型事業に適した物件の条件

① 建築確認済み証がある

物件の建築確認済み証がないと指定が通りない所(役所)が増えてきています。無い場合は、建築士に建築確認の申請をしてもらう事になりますが、結構な時間と費用が掛かるので、できれば当初から建築確認済み証がある物件がベストです。

参照（参考資料2）建築確認済み証（見本）

② 増改築を重ねてない

増改築を重ねている物件は違法建築物の可能性があるので、避けた方が良いです。

③ 総床面積 200 m²内である

使用する場所の床面積が200 m²を超えると（建築基準法の改正で2019年7月より200 m²までは用途変更が不要になりました。）と用途変更が必要になります。例えば、事務所→児童福祉施設等へと変更することになります。

※但し、200 m²を超える物件でも利用面積を200 m²に限定すれば用途変更を免れる場合もあります。

どうしても用途変更が必要になる場合は、建築士に用途変更の申請をしてもらう事になりますが、莫大な時間とお金が掛かります。

④ 平屋の独立した物件が望ましい

平屋だと利用者が利用しやすい（特に車椅子の方）ので、利用者が集まりやすい傾向があります。平屋建ての物件がない場合、雑居ビル等でも申請は出来ます

STEP 2 利用者の仕事を確保する



就労継続支援事業を開業するためには、**利用者が事業所内外で行う仕事が必要**です。

就労継続支援B型事業の定義として、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業」とあります。

つまり、利用者に就労訓練等のサービスを提供するにあたり、訓練としての仕事および利用者への工賃を支払うための仕事が必要だと言うことです。

就労継続支援B型事業における利用者の工賃の考え方は、一般企業と同じく**利用者の工賃=売上(生産活動による)-経費(原価)です。国から給付される「訓練等給付金」を利用者の工賃に充てることは出来ません。**

そのため、就労継続支援B型事業においては、**最低工賃(月額3,000円以上)**を支払うことが可能な事業であるか、また、利用者のスキルに応じた仕事を確保できるかどうか、申請時に判断されます。

申請の段階で仕事の生産性(利用者への工賃支払い能力)がないと判断されると申請が受理されません。



STEP 3 就労継続支援B型事業所用の法人を設立する

障害福祉サービス事業を始めるには、**法人格(会社)が必要**です。株式会社・合同会社・NPO法人・社団法人・社会福祉法人等、営利・非営利、特に問われません。

就労継続支援B型事業は、他の障害福祉サービス事業と比べ、運営形態が一般企業と近くビジネス的要素がかなりある事業のため、機動力のある株式会社での開業がお勧めです。

既存の法人でも、就労継続支援B型事業は可能ですが、定款の目的変更が必要になります。就労継続支援B型事業を行う場合、他に福祉事業以外の目的（例：物品販売等）が入っていても特に問われませんが、地域（役所）によっては、**定款の目的に社会福祉事業以外の目的が入っていると指定申請ができない**ケースがあります。※各都道府県（市）によって見解は異なるので、管轄役所に確認が必要です。

できれば既存法人を利用するよりも、会計上（※就労系障害福祉サービス事業の場合、事業収益と福祉事業収益を分ける必要がある）の事も考慮し新規法人の方が良いかと思います。

配置するスタッフの勤務状況および組織図の例

事業所に配置する従業者の勤務状況一覧および組織体系図を作成し、常にスタッフの配置状況を把握しておくことが必要です。

〈従業者の勤務状況一覧表 例〉

職種(班)	姓 氏 名	第 1 週			第 2 週			第 3 週			第 4 週			週 勤 算 算 の 数 の 総 時 間 人	週の均 勤 間 人				
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
(記載例)	(記載例)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(記載例)
管理責任者	A	ab	e	ab	e	ab	e	ab	ab	e	ab	ab	e	ab	ab	e	ab	ab	(記載例)
サービス管	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(記載例)
理責任者	C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(記載例)
職業指導員	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(記載例)
生活支援員	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(記載例)
生活支援員	C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(記載例)

- 備考 1 *欄には、当該日の曜日を記載してください。
 2 申請する従業に係る従業者全員（管理者を含む。）について、4週回分の勤務すべき明細を記載してください。勤務時間ごとにありありとして勤務時間単位ごとに区分して番号を付けて番号を記載してください。
 3 勤務時間が区分の欄にまじり記載し、「週平均の勤務時間」については、勤務ごとのみの合計と「～00時まで勤めた数の合計の合計」とください。
 4 勤務時間区分の区分 A：常勤で勤務 B：常勤で休憩 C：非常勤で勤務 D：非常勤で休憩
 5 勤務時間が必要な箇所は、A～Dの順序均の勤務時間をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤勤務日数」を算出してください。
 6 当該事業所・施設に係る組織構図を添付してください。
 7 各従業所・施設において使用している勤務別表等に事実を実施しているときは近月の実績）により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間に記載される場合は、その書類ももつてお付書類として差し支えありません。



STEP 11 指定申請書に必要な事項 や添付書類の確認

就労継続支援B型事業の指定を受けるために、申請に必要な書類を揃えます。指定申請には、申請書、法人関係、人員関係、設備関係、運営関係等様々な書類が必要です。また、消防関係、建築関係の書類なども必要でかなり大変な作業となります。

まず、申請時にどんな書類および添付書類が必要なのか、全体（一覧）を確認し、次に、既に揃っている物、分かる物から作成し、最後に不足している書類等を作成する方法がベストかと思います。

なお、書類を作成する上で分からぬところは、役所に都度、確認しながら進めましょう。

ここでもう一度、指定までの流れを確認しましょう。



出典：平成30年10月改訂 岐阜県健康福祉部障害福祉課 指定障害福祉サービス事業等の手続きより

STEP 14 スタッフ業務研修



申請書提出後、開業日が近づいてきた段階で、**利用者により良いサービスを提供するために、スタッフ研修**を行います。例えば、同業他社での見学を兼ねての意見交換や事業所内で外部講師を呼んでの講習を行ったりしながら、スタッフのスキルアップを図ります。ちなみに、研修対象者は、「サービス管理責任者」「職業指導員」「生活支援員」です。

事業所内研修 例

- 事業内容全般の知識習得をする。
- 利用者の仕事の内容の把握、仕事を体験する。
- 各スタッフの役割確認をする。
- 利用者の受け入れ手順を把握する。
- 事業運営に必要な書類を整備する。
- 指導監査への対策をする等。

事業所外研修 例

- 他事業所を見学する。
- 実際の運営について学ぶ。（運営方法）
- 必要書類の記入の仕方を学ぶ等。

開業後に必要な書類一覧を整備する

事業開始後、重要事項説明書、利用契約書、サービス提供記録、日々の活動記録、苦情・虐待に関する記録、国保連請求関連の書類、監査対策書類等々、実に様々な書類を整備、保管しておく必要があります。

開業前に、これらの**書類等を整備し、内容を把握しておく事で、スムーズなスタート**をきることが出来ます。

参照 [指導監査時に必要な書類一覧](#)

就労継続支援B型事業の加算・減算について

障害福祉サービス（就労継続支援B型事業）には、基本報酬以外に状況に応じて加算を獲得することができます。**加算を獲得することで、事業所の収益が大幅にアップし、早期に運営を安定・拡大することが可能**になります。

ただし、加算だけでなく減算もあります。例えば、サービス管理責任者が何ヶ月も不在状態になると、基本報酬が最大50%も減算になるペナルティを科せられます。

このような状態になると当然、事業所の収益は大幅に落ち込み、最悪、事業継続が困難になる場合もあります。

介護給付費に関する内容（加算・減算）についての変更は、毎月15日に届出します。（例：6月15日提出受理→7月1日から有効になります。）なお、15日を過ぎると翌々月の1日から有効となります。

ここでは、就労継続支援B型事業に係わる基本報酬・加算・減算についてまとめてみましたので、参考にして下さい。

基本報酬（就労継続支援B型事業）※（I型のみ掲載）

（1日単位）

定員	平均工賃月額								
	4万円以上	3万円以上	3万円以上	2万円以上	2万円以上	1万円以上	1万円以上	1万円未満	
20人以下	5,000円未満								
21人以上	625単位	598単位	584単位	572単位	551単位	541単位	525単位	504単位	
40人以下	586単位	562単位	549単位	537単位	518単位	508単位	493単位	473単位	
60人以上	576単位	552単位	539単位	527単位	508単位	498単位	484単位	464単位	
61人以上									



STEP 21 将来に向けての事業展開を考える

開業後、順調に事業が進むと**早ければ1年～2年ぐらいで事業が安定**してきます。利用者増加、スタッフの定着、仕事の安定供給、そして収益が黒字化、ここまで来ると障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）の一応、**「成功」**というラインが見えてきます。

この段階で、事業主（経営者）としては、**次の展開を考える様になります。** 例えば、

1. 現在の事業所の利用者定員を変更し、従たる事業所を作る。
2. 同じ就労継続支援B型事業所を増やす。（同じ地域 or 他の地域）
3. 現在の事業所に、多機能型事業所として新たに他の障害福祉サービス事業を併設する又は独立事業所として作る。
 - 就労系事業所（就労移行支援、就労継続支援A型）
 - 生活系事業所（生活介護、自立訓練）
 - 障害児系事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）
4. 居住系事業所（グループホーム・ショートステイ）を作る。

もちろん、障害福祉サービス事業にこだわらず、別の分野へ多角化を目指しても良いと思いますが、一度、障害福祉サービス事業を経営すると、その運営のしやすさ、安定した収益性等により、同じ障害福祉サービス事業で多角化する経営者が多いようです。

障害福祉サービス事業は、多店舗（事業所）展開することで、いろいろなメリットが出てきます。

ここでは、障害福祉サービス事業を多店舗展開する上でのメリット・デメリットをまとめてみたので、参考にしてみて下さい。

卷末 參考資料集



sample

(参考資料3) 消防用設備早見表(6項ハ)

(6)項ハ 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター等

設備の種類	設置の基準		
消火器	令 10	一般 延面積 150 m ² 以上	
		地階・無窓階又は3階以上の階 床面積 50 m ² 以上	
屋内消火栓設備	令 11	一般 延面積 700・<1,400>・(2,100) m ² 以上	「注1」
		地階・無窓階又は4階以上の階 床面積 150・<300>・(450) m ² 以上	「注1」
	条例42	地階を除く階数が5以上 全階	「注2」
スプリンクラー設備	令 12	地階を除く階数が11以上 全階	「注3」
		平屋建以外 床面積の合計 6,000 m ² 以上	「注3」
		地階又は無窓階 床面積 1,000 m ² 以上	
		4階以上10階以下の階 床面積 1,500 m ² 以上	「注3」
	条例43	高さが31mを超える建築物 高さが31mを超える階	「注6」
屋外消火栓設備	令 19	1階及び2階の床面積の合計	・耐火建築物 9,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 6,000 m ² 以上 ・その他 3,000 m ² 以上
動力消防ポンプ設備	令 20	屋内消火栓設備(令11)・屋外消火栓設備の設置基準による	
	条例45	2以上の建築物 延面積の合計 3,000 m ² 以上	「注8」
自動火災報知設備	令 21	一般 延面積 300 m ² 以上	
		特定1階段 全部	「注9」
		駐車の用に供する部分 地階又は2階以上の階で床面積 300 m ² 以上	
ガス漏れ火災警報設備	令21の2	地階	床面積の合計 1,000 m ² 以上
漏電火災警報器	令 22	一般 延面積 300 m ² 以上	「注10」
		契約電流容量 50Aを超えるもの	「注10」
消防機関へ通報する火災報知設備	令 23	一般 延面積 500 m ² 以上	「注11」
非常警報器具	令 24	器具 収容人員 20人以上50人未満	
		非常ベル等 収容人員 30人以上	
		非常ベル等+放送設備 地階及び無窓階の収容人員の合計 20人以上 (対象物全体に設置)	「注20」
		非常ベル等+放送設備 地階を除く階数が3以上 収容人員 300人以上	(対象物全体に設置)
避難器具	令 25	2階以上の階 収容人員 20人以上 (下階に(1)~(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項又は(14)項又は(15)項が存するもの 収容人員 10人以上)	
		又は地階 3階以上の階 収容人員 10人以上	「注12」
		避難口・通路・標識 全部	
消防用水	令 27	敷地面積が20,000 m ² 以上 1階及び2階床面積の合計	・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上
		高さが31mを超える建築物 延面積 25,000 m ² 以上 (地階を除く。)	「注13」
連結散水設備	令28の2	地階	床面積の合計 700 m ² 以上
連結送水管	令 29	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 m ² 以上
		建築物の屋上 自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場	
非常コンセント設備	令29の2	地階を除く階数が11以上	11階以上の階
総合操作盤	規則12他	一般	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 20,000 m ² 以上 ・地階の床面積の合計 5,000 m ² 以上
		厨房設備の入力合計 350kw 以上	「注14」
自動消火装置	条例4の4	地階等	

(参考資料 13) 協力医療機関との協定書（見本）

協力医療機関協定書

○○医院（以下、甲という。）と株式会社 FUKUI（以下、乙という。）の間において
協議の結果、通常並びに緊急時の医療行為に関する協定を締結する。

第1条 乙は、ワークセンターFUKUIに通所している障害者が発病等による診療治療の必要が生じたときは、その解決のために甲に協力を求めることができる。

第2条 甲は、前条により乙から協力を求められたときは、やむを得ない事情のある場合を除き、乙に協力するものとする。

第3条 契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。但し、期間満了までに、甲乙いずれかから相手方に対して、書面による契約終了の意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の翌日より更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

契約期間は事業開始前月もしくは開始月からとする。

第4条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2部を作成し、当事者記名押印の上、双方が各一部を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

契約締結日は、契約開始月より前にする。

甲と乙を間違えないように
記入する。双方の住所・氏名
は正確に記入し、押印する。

甲 福井県〇〇市〇〇町〇一〇

〇〇医院

院長 ○○ ○○ 印

乙 福井県〇〇市〇〇町 1-2-3

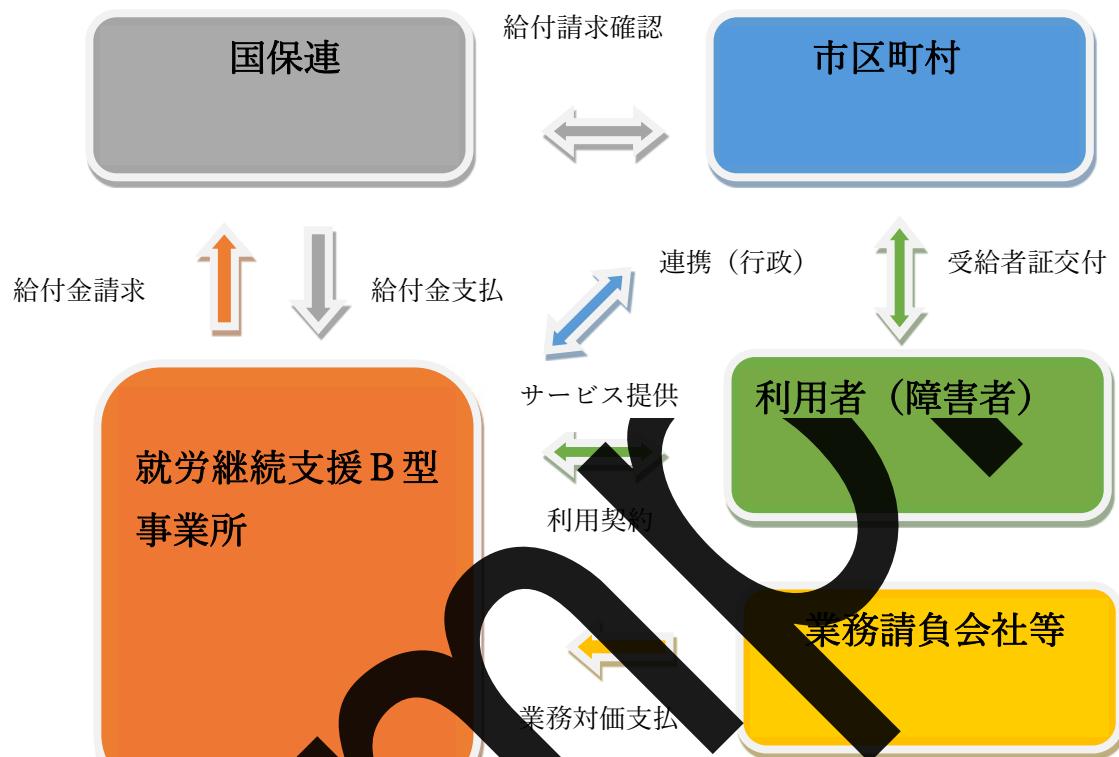
株式会社 FUKUI

代表取締役 福井 太郎

印

印

(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図



(参考資料 30) 法定受領代理通知

障害福祉サービスを提供した後、介護給付費を請求し、法人の口座に振り込まれたときには、代理受領通知(サービスの対価として、法人へいくら振り込まれました。という通知)を毎月、利用者1人1人に必ず交付することが必要です。

OO OO 様		OO年OO月OO日 交付日を記入する。
利用者又は保護者等を記入する。		
株式会社 FUKUI ワークセンターFUKUI 代表取締役 福井太郎 印		
自立支援給付受領のお知らせ		
あなたに提供した下記のサービスに要した費用について、市町村から下記のとおり支払いを受けましたので、お知らせします。 このお知らせの内容に疑義がある場合は、当法人もしくは受給者証に記載された市町村にお問い合わせください。		
1 サービス提供年月	記 OO年OO月	
2 受領した自立支援給付名	訓練等給付費(就労継続支援B型)	
3 受 領 日	OO年△△月▽▽日	
4 受領金額	金〇〇〇, 〇〇〇円	
5 内 訳	サービスに要した費用の全体の額 (A) 利用者負担 (B)	金〇〇〇, 〇〇〇円 (別紙明細書のとおり) ※もしくは、計算過程を記入
	報 酬 額 (A) - (B)	金〇〇〇, 〇〇〇円



用語解説

常勤換算方法とは

指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数です。

常勤換算数は「常勤の職員の人数」 + 「(非常勤の職員の勤務時間) ÷ (常勤の職員が勤務すべき時間)」で算定することができます。

＜常勤換算の計算方法＞

Q1 あなたの事業所における常勤の者が勤務すべき時間（週あたり）は？（就業規則、労働契約等により確認してください）

A1 () 時間 ※週32を下回る場合は、32時間と記載

Q2 事業所における常勤の者の数は？

A2 () 人 (整数)

Q3 事業所における非常勤（常勤以外の者）の延べ勤務時間（週当たり）は？

A3 () 時間

∴ 上記から計算される常勤換算方法 A2 + (A3 ÷ A1) =

() 人 ※小数点第2以下は切り捨て